



2017年5月11日

各 位

会 社 名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 潮崎 敏彦
(コード番号 5930 東証第一部)
問合せ先 人事総務部長 宮下 貴博
(TEL 03-5844-7200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を2017年6月27日開催予定の当社第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

- (1) 今後の事業領域の拡大に備えるため、当社現行定款第2条において、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関形態の選択肢として導入された監査等委員会設置会社制度につきまして、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点において現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行したく、当社現行定款において監査等委員会設置会社への移行に関連する条文の新設および加除訂正等ならびに変更に伴う語句の修正や条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12 (条文省略) 13. 総合リースおよび仲介業 14～24 (条文省略)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12 (現行どおり) 13. 総合リース、 <u>レンタル</u> および仲介業 14～24 (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第21条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第23条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は<u>9</u>名以内とする。</p> <p><u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第23条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外</u>の取締役とを区別して選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 <u>取締役全員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。</p>
<p>第27条 (条文省略) (役付取締役および代表取締役)</p>	<p>第27条 (現行どおり) (役付取締役および代表取締役)</p>
<p>第28条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u>および取締役相談役各若干名を定めることができる。 当社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって<u>これを選定する。</u></p>	<p>第28条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長および取締役相談役を若干名定めることができる。 当社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠によって選任された監査役の任期は退任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員および監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。<u>監査等委員全員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会規定</u>)</p> <p>第36条 法令または本定款のほか、<u>監査役会の運営については、監査役会の定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規定</u>)</p> <p>第34条 法令または本定款のほか、<u>監査等委員会の運営については、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会はその決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>常勤監査等委員</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会はその決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	<p>(<u>削除</u>)</p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(<u>削除</u>)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会によって定めることができる。</p>
<p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p>付則</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、第71期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>当社は、第71期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</p>

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2017年6月27日(火曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2017年6月27日(火曜日) |

以 上